

作 成 例
(製 造 業 者 用)
(輸 入 業 者 用)
(業 務 上 取 扱 者 用)

毒物劇物危害防止規定

(株) 事業所

制定：平成 年 月 日
改定：平成 年 月 日

目 次

第 1 章 総則

第 2 章 毒物劇物の管理体制

第 3 章 作業場の設備等

第 4 章 作業の方法

第 5 章 運搬

第 6 章 設備等の点検及び補修

第 7 章 緊急時の措置

第 8 章 危害防止教育等

第 9 章 その他

別紙 1 管理体制

別紙 2 緊急連絡体制（通常勤務時）

別紙 3 緊急連絡体制（休日・夜間時）

作成例 1 作業手順書

作成例 2 化学物質安全性データシート

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、毒物及び劇物取締法(以下「法」という。)に基づき、(株)事業所(以下、「事業所」という。)における毒物及び劇物(以下、「毒物劇物」という。)による保健衛生上の危害を未然に防止することを目的とする。

(取り扱う毒物劇物)(別紙で一覧表を作成することでも可)

第2条 法に定める毒物劇物のうち、当該事業所で取り扱う毒物劇物は、次のとおりである。

毒物	1	一般名(商品名)	成分	含量
	2	一般名(商品名)	成分	含量
劇物	1	一般名(商品名)	成分	含量
	2	一般名(商品名)	成分	含量

(遵守義務)

第3条 事業所の従業員及び事業所の毒物劇物を取り扱う場所(以下、「作業場」という。)に出入りする業者は、この規定を遵守しなければならない。

第2章 毒物劇物の管理体制

(管理体制)

第4条 毒物劇物の管理体制は、別紙1のとおりとする。

(毒物劇物安全管理検討委員会の設置)(事業所の実態に合わせて設置)

第5条 事業所に毒物劇物安全管理検討委員会(以下、「安全管理検討委員会」という。)を設置する。

2 安全管理検討委員会は、事業所における製造設備等の点検、整備、従業員の教育訓練等の安全管理業務について、協議、検討及び助言を行う。

(毒物劇物安全管理検討委員長の設置)(事業所の実態に合わせて設置)

第6条 安全管理検討委員会には、会を統括する者として毒物劇物安全管理検討委員長(以下、「安全管理検討委員長」という。)を設置する。

2 安全管理検討委員長は、毒物劇物取扱責任者(以下、「取扱責任者」という。)と同等の知識、経験を有する者が適任であるが、やむを得ない場合は、取扱責任者が兼ねることもできるものとする。

(取扱責任者の設置)(設置義務のない事業所では資格要件はないが適切な者を任命)

第7条 毒物劇物による保健衛生上の危害防止に関する業務を総括する取扱責任者を設置する。

2 取扱責任者が出張又は休暇等で勤務場所に不在となるときは、その業務を代行する者を有資格者の中からあらかじめ指定しておかななければならない。

(毒物劇物作業管理者の設置)(事業所の規模により設置)

第8条 各作業場における毒物劇物の取扱作業等の業務を総括する毒物劇物作業管理者(以下、「作業管理者」という。)を設置する。

(安全管理検討委員長の職務)(事業所の実情に応じた事項を規定)

第9条 安全管理検討委員長は、次に定める業務を行うものとする。

安全管理検討委員会を開催し、毒物劇物の安全管理に係る協議、検討を行うこと。
前号の協議、検討結果を毒物劇物営業者(業務上取扱者)及び取扱責任者に対して文書をもって報告すること。

取扱責任者の行う安全管理業務の改善について助言を行うこと。

(取扱責任者の職務)(事業所の実情に応じた事項を規定)

第10条 取扱責任者は、毒物劇物による保健衛生上の危害防止を図るため、次に定める業務を行うものとする。

毒物劇物の製造、取扱い等に係る安全管理の業務を総括管理すること。

安全管理に係る業務の結果を安全管理検討委員会に諮ること。

安全管理検討委員会からの安全管理に係る協議、検討結果の内容に基づき、安全管理の業務を改善すること。

その他毒物劇物による保健衛生上の危害防止に関する事項を総括管理すること。

2 取扱責任者が出張又は休暇等で勤務場所に不在となるときは、取扱責任者の代行者が上記取扱責任者の業務すべてを代行するものとする。

(作業管理者の職務)(事業所の実情に応じた事項を規定)

第11条 作業管理者は、取扱責任者の指揮、監督のもとに、各作業上において次に定める業務を行うものとする。

作業手順書の作成と指導及び遵守点検を行うこと。

毒物劇物の設備の管理及び点検を実施すること。

毒物劇物の取扱い、貯蔵、運搬、廃棄等に関する技術上の基準の点検を行うこと。

事故時の措置に必要な設備、資機材等を管理すること。

教育訓練を実施すること。

記録書類等を管理すること。

その他毒物劇物による保健衛生上の危害防止に関する事項を管理すること。

(毒物劇物の取扱者)

第12条 毒物劇物の取扱者は、取扱責任者及び作業管理者の指揮のもとに、毒物劇物の取扱いに伴う危害の防止に努めなければならない。

第3章 作業場の設備等

(貯蔵設備)

第13条 毒物劇物を貯蔵する場所は、その他の物を貯蔵する場所と明確に区分された専

用のものとしなければならない。

- 2 毒物劇物の貯蔵タンクの構造は、「毒物及び劇物の貯蔵に関する構造・設備等基準（厚生省通知）」によらなければならない。

（盗難等防止措置）

第14条 毒物劇物を貯蔵する場所は、かぎをかける設備等のある堅固な施設でなければならない。

- 2 毒物劇物を貯蔵する場所が性質上かぎをかけることができないものであるときは、その周囲に、堅固なさくを設けなければならない。
- 3 毒物劇物を貯蔵する場所は、盗難防止のため敷地境界から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講じなければならない。
- 4 毒物劇物の貯蔵タンクは、盗難防止措置が別途講じられている場合を除いて出口元バルブに施錠しなければならない。
- 5 貯蔵設備等の鍵の管理方法を別途定めなければならない。
- 6 管理簿を作成し、定期的に在庫量を確認しなければならない。
- 7 運搬を自ら行う場合は、盗難防止のための運搬方法を別途定めなければならない。
- 8 貯蔵・運搬を他社に委託する場合は、盗難防止のために必要な措置を別途定め、それに基づき受託者に必要な措置を講じさせるとともに、実際にその措置が講じられていることを定期的に確認しなければならない。

（飛散、流出防止措置）

第15条 毒物劇物の貯蔵タンクには、防液堤を設けなければならない。

- 2 毒物劇物が工場外に飛散、流出しないように必要な設備を設けなければならない。
- 3 毒物劇物を事業所外で運搬する場合は、運搬用具からの飛散、流出を防ぐのに必要な措置を講じなければならない。
- 4 貯蔵・運搬を他社に委託する場合は、貯蔵設備・運搬用具からの飛散、流出防止のために必要な措置を別途定め、それに基づき受託者に必要な措置を講じさせるとともに、実際にその措置が講じられていることを定期的に確認しなければならない。

（除害設備等）

第16条 毒物劇物を含有する排粉塵、排ガス及び排水を適正に処理する設備を設置するとともに、処理に必要な薬剤を用意しなければならない。

- 2 毒物劇物が漏洩又は流出した場合に使用する非常用具、保護具及び事故処理剤を常備しなければならない。

（静電気の除去設備）

第17条 静電気による爆発又は火災が生ずるおそれのあるときは、静電気を除去するための装置を設置しなければならない。

（換気設備）

第18条 作業場に換気装置を設けなければならない。

2 溶剤等の蒸気貯留により、引火、爆発のおそれがある場合には、局所換気装置を設けなければならない。

(緊急時の通報連絡設備)

第19条 緊急時の通報連絡設備として、場内電話及びマイク放送を設置しなければならない。

(放水、消火設備)

第20条 各作業場に放水設備及び消火設備を設置しなければならない。

(誤操作防止の措置)

第21条 誤操作により保安上重大な影響を与えるバルブ及びコックについては、当該バルブ等の開閉方向を明示し、かつ開閉状態が容易に識別できるような措置を講ずるとともに、当該バルブ等に近接する配管に、容易に識別できる方法で毒物劇物の名称及びその流れの方向を明示しなければならない。

2 誤操作により保安上重大な影響を与えるバルブ等で通常使用しないもの(緊急用のものを除く。)については、施錠、封印又はこれらに類する措置を講じなければならない。

(毒物劇物の表示)

第22条 毒物劇物を貯蔵する場所及び容器等には、法で定められた表示を行わなければならない。

2 貯蔵を他社に委託する場合は、適正な表示を受託者に行わせるとともに、実際にその表示が行われていることを確認しなければならない。

第4章 作業の方法

(立入制限)

第23条 作業場には関係者以外の者を立ち入らせてはならない。

(火気使用の基準)

第24条 可燃ガス等の流出のおそれのあるところでは火気を使用してはならない。ただし、工事等により火気を使用する必要性が生じた場合は、取扱責任者の許可を得た後に使用することとする。

(保護具の着用)

第25条 毒物劇物を取り扱う場合は、マスク、手袋(ゴム製)、保護眼鏡等の保護具を着用しなければならない。

(作業手順)

第26条 毒物劇物を取り扱う場合は、別に定められた作業手順に従って作業しなければならない。

(貯蔵及び取扱いの基準)

第27条 作業場等は常に整理整頓に努めるとともに不要なものを置かないようにしなければならない。

- 2 毒物劇物の変質又は異物の混入等を防止する措置を講じなければならない。
- 3 毒物劇物が飛散、漏洩しないよう努めなければならない。
- 4 取り扱う毒物劇物の物理的又は化学的性質及びその毒性について十分認識し、それぞれの性質に応じた取扱い及び防御手段を講じなければならない。
- 5 毒物劇物を収納する容器又は被包は、転倒、転落、衝撃を避けなければならない。
- 6 毒物劇物を収納する容器には、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。また、容器は破損、腐食若しくは亀裂等があってはならない。
- 7 毒物劇物が漏洩したときは、第30条の基準に従って措置しなければならない。

(タンク内作業の基準)

第28条 毒物劇物を貯蔵するタンク内部で作業するときは、あらかじめ作業計画及び作業責任者を定め、取扱責任者の許可を得た後、作業責任者の監督のもとに行わなければならない。

(廃棄の基準)

第29条 毒物劇物(容器等を含む)を廃棄するときは、あらかじめ作業計画及び作業責任者を定め、取扱責任者の許可を得た後、作業責任者の監督のもとに行わなければならない。

- 2 作業責任者には、当該毒物劇物の廃棄に関し十分な化学的知識と技能を有する者をあてなければならない。
- 3 作業計画は、水質汚濁防止法、大気汚染防止法等の関係法令を十分考慮して作成しなければならない。
- 4 廃棄の方法は、「毒物及び劇物の廃棄に関する基準」(厚生省通知)により行わなければならない。

(毒物劇物の種類ごとの取扱基準)

第30条 毒物劇物の取扱基準を化学物質安全性データシート(MSDS)を参考に作成しなければならない。(MSDSでも可)

第5章 運搬

(積載の態様)

第31条 容器又は被包が落下し、転倒し又は破損することのないように積載されていなければならない。

(運搬の方法)

第32条 毒物劇物施行令別表第二に掲げる毒物劇物を車両を使用して1回につき、5,000kg以上運搬するときは、交代運転者の同乗(印の場合に限る)標識の

掲示、2人分以上の保護具の装備、イエローカードの装備をしなければならない。

一の運転者による連続運転時間（1回が連続10分以上で、かつ、合計が30分以上の運転の中断をすることなく連続して運転する時間をいう。）が4時間を超える場合又は一の運転者による運転時間が1日当たり9時間を超える場合

（荷送人の義務）

第33条 1回につき1,000kgを超過して毒物劇物を車両又は鉄道によって運搬する場合で、かつ当該運搬を他に委託するときは、その荷送人は運送人に対してあらかじめ、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。なお、次の各号に掲げる事項が記載されているイエローカードを交付している場合は、それで代えることができる。

運搬される毒物劇物の名称、成分及びその含有量
事故の際に講じなければならない応急措置の内容

第6章 設備等の点検及び補修

（点検）（設備の実態に応じて点検等の手順書を作成すること）

第34条 作業管理者は、作業場及びその付属施設等について、別に定められた手順により日常点検、定期点検及び精密点検を実施しなければならない。この場合、その結果について文書を作成し、3年間保存しなければならない。

日常点検

タンク、配管、バルブ及びポンプ設備等は、漏洩、腐食、亀裂等の異常を早期発見するため、原則として1日1回以上日常点検を実施しなければならない。

定期点検

1年に1回以上、点検表又は整備表を定めて、定期点検を実施しなければならない。

精密点検

日常点検及び定期点検において著しい漏洩、腐食並びに重大な異常が認められたとき、その他必要と認められたときは、内部開放検査等の精密点検を実施しなければならない。

2 異常が発見された場合は、取扱責任者に報告し必要な指示を受けなければならない。

（改造又は補修等）

第35条 取扱責任者は、作業場又はその付属施設の改造又は補修を行う場合は、次に定めるところによらなければならない。

改造又は補修作業の方法及び順序を決定し、あらかじめこれを関係者に周知させること。

当該作業を作業管理者に指揮させること。

当該作業中に毒物劇物が漏洩しないようにバルブ、コック等を閉止し、これに盲板等を施させること。

前号の盲板等を取り外す場合は、あらかじめ当該盲板とそれに最も近接するバルブ、コック等との間の毒物劇物の有無を確認させること。

- 2 毒物劇物の取扱者は、前項の作業を行うときは、当該作業場又はその周辺における毒物劇物から発生するガスの濃度を測定しなければならない。

第7章 緊急時の措置

(緊急時の通報連絡)

- 第36条 火災、爆発、地震、漏洩その他の原因により作業場等で事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合並びに毒物劇物が盗難又は紛失した場合に備えて、あらかじめ緊急連絡体制を定め、従業員に周知徹底しておかなければならない。
- 2 緊急連絡体制は、別紙2(通常勤務時)及び別紙3(休日、夜間時)のとおりとする。

(緊急時の一般通則)

- 第37条 事故等が発生したときは、取扱責任者はその状況を速やかに確認し、保健所、警察署又は消防機関に通報するとともに、作業管理者並びに取扱者を指揮し、次の措置を講じなければならない。

弁、ポンプの遮断停止若しくは運転停止により、流出飛散等の拡大を防止する。

措置が可能な場合は、流出部分を閉鎖密閉する。

流出停止の措置が不可能な場合は、他の貯槽又は容器等へ移送する。

周辺にロープ又は柵を設け、立入禁止とする。

濃厚な廃液が河川等に流出しないような措置を講じる。

薬剤等により中和、希釈をする。

- 2 貯蔵・運搬を他社に委託する場合は、貯蔵設備・運搬用具から飛散、流出した場合の危害防止のための応急措置や必要な連絡通報を別途定め、それに基づき受託者に必要な措置を講じさせるとともに、実際にその措置が講じられていることを確認しなければならない。

(周辺の火災)

- 第38条 毒物劇物の周辺に火災が発生したときは、毒物劇物の充填された容器をすみやかに安全な場所に移動しなければならない。
- 2 毒物劇物の充填された容器が移動できない場合は、容器及びその周辺に散水して冷却しなければならない。

(着火時の措置)

- 第39条 毒物劇物に着火したときは、その性質に適合した消火剤等を用いて初期消火に努めなければならない。

(漏洩時の措置)

- 第40条 毒物劇物が漏洩したときは、当該毒物劇物の危害に十分注意し、かつ適正な方法でその漏洩を止めなければならない。

(暴露接触時の措置)

第41条 毒物劇物を少量でも吸入し、又は接触した者に対して、次の各号に掲げる事項に留意のうえ、救急措置を講じなければならない。

付着又は接触した毒物劇物を水等で洗い流す場合は、付着又は接触後直ちに行うこと。

汚染された衣服やくつを脱がず場合は、衣服等が皮膚に付着していることがあるので、皮膚を剥がさないよう注意しながら行うこと。場合によっては、ハサミで衣服を切り取るなどの措置を講ずること。

肺水腫を起こしたときに行う人工呼吸は、気道が舌で塞がるおそれがあるので、頭部後屈法、下顎拳上法及びエアウェアの挿入等で気道を確保したうえで人工呼吸（呼気吹き込み法）を行うこと。

（緊急時の具体的方法）

第42条 第37条から前条の規定による緊急時の具体的措置方法は、取扱基準によるものとする。

（事故原因の調査と再発防止）

第43条 取扱責任者は、事故が発生した場合、その原因を調査し、再発防止措置をとらなければならない。

（資材等）

第44条 毒物劇物の性質に応じ、次に掲げる必要な資材等を備えなければならない。

ロープ、「立入禁止」の札、手ぬぐい、むしろ、シート等

吸着剤（土砂、活性白土、おがくず、活性炭、タルク、珪藻土、石膏等）

消火剤

化学処理剤（消石灰、水酸化ナトリウム、アンモニア水、硫酸第一鉄）

救急洗浄用水、救急用具（毛布、空気呼吸器等）

（保護具）

第45条 取扱責任者は、取り扱う毒物劇物に適合する保護具を備えなければならない。

2 保護具は、取扱量及び取扱者数に応じて、必要と認められる数とする。

3 保護具は、緊急時の着用に最も便利な場所に備え、かつ、その旨を表示するものとする。

第8章 危害防止教育等

（教育の実施）

第46条 取扱責任者は、作業管理者を指揮し、取扱者等に対し危害防止に必要な知識及び技能の教育を計画的に実施しなければならない。

（教育の内容）

第47条 前条の教育の内容は、次のとおりとする。

毒物劇物関係法令に係る教育

毒物劇物の性状、毒性等取扱品目に係る教育
毒物劇物の受入、保管、出荷時の注意事項の教育
毒物劇物の製造、取扱い時の異常発生の対処に係る教育
事故発生時の教育（毒物劇物運搬中の事故を含む）
施設の運転及び操作の教育
施設の点検及び整備の教育
その他の危害防止上必要な教育

（訓練）

第48条 取扱責任者は、作業管理者を指揮し、取扱者等に対し火災又は火災のおそれのある場合並びに漏洩等の事故の場合における措置について、定期的に訓練を行わなければならない。

（教育訓練の記録）

第49条 取扱責任者は、第46条から前条までの教育訓練を実施した場合は、これを記録しておかなければならない。

第9章 その他

（記録）

第50条 取扱責任者は、次の各号に掲げる記録を作成し、記録の日から3年間保存しておかなければならない。

原料、製品の入荷、保管、出納記録
製造及び取扱いに関する記録
製造設備及び取扱設備、器具の点検整備記録
安全管理に係る試験検査記録
異常発生に係る内容、原因究明及び改善措置を記載した記録
安全管理検討委員会の報告の記録
その他、安全管理に係る記録

附則

この規定は平成 年 月 日から施行する。